

令和5年度 予算編成方針

我が国の景気は、感染症対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、ウクライナ情勢の長期化等によるエネルギーや原材料価格の上昇、世界的な金融資本市場の変動や感染症の動向による経済の下振れリスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要である。

また、都の歳入の根幹をなす都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、元来、景気動向に左右されやすい不安定な構造にある。企業収益の持ち直し等により、都税収入は増収の傾向にあるものの、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。

こうした中、時代はますますその変化のスピードを早めており、エネルギー、人口減少、食料、経済など、どの分野をとっても戦後最大の試練を迎えているといっても過言ではない。歴史の転換点に立つ今こそ、これらの試練に正面から向き合い、世界の知恵、都庁全体の知恵を結集し、東京が新たな価値を生み出す都市へと進化するべく果敢に挑戦していかなければならない。

あらゆる人が互いを理解・尊重し合い、自分らしく活躍することで発揮される力こそ、更なる発展をもたらすエンジンであり、未来を担う子供たちへの投資や、誰もが自分らしく暮らせるダイバーシティ東京の実現など、一人ひとりが主役になれる東京を築いていくことが重要である。

また、全ての都市活動の基盤となるのが安全・安心であり、近年激甚化する豪雨災害や首都直下地震等の新たな被害想定で顕在化した課題なども踏まえ、強靱で持続可能な都市の形成に向け、ハード・ソフト両面から、積極的に施策展開を図っていくことが不可欠である。

さらには、持続可能で美しい地球を未来に残すため、住宅等の新築中小建物への太陽光発電設備の設置義務化やZEVの普及拡大、水素社会の実現など、東京が日本の先頭に立ち、2030年のカーボンハーフを確かなものとし、その先の「ゼロエミッション東京」の実現へと繋げていかなければならない。

同時に、物価高騰等に苦しむ都民生活を守る取組や、これまで培った経験を武器に、新型コロナウイルス感染症への万全の対策を講じることはもとより、世界経済の潮流であるグリーントランスフォーメーション・デジタルトランスフォーメーション等を生み出すスタートアップの育成、都心部・臨海部を舞台とした魅力的な都市づくり、大会のレガシーを発展させた東京の魅力発信など、世界から選ばれるバイタリティ溢れる都市を実現するための施策の推進も不可欠である。

こうした施策を力強く展開し、都政のクオリティ・オブ・サービスを飛躍的に高めていくためにも、「シン・トセイ」の理念を職員一人ひとりが共有するとともに、各局が緊密に連携して知恵を絞り、デジタル技術の活用や、グローバルな視点、外部の専門的な視点なども活用し、課題の根源まで踏み込んだ構造改革の取組を更に加速化させ、徹底的に進めることが重要である。

特に、契約手続の前倒しや年度単位に縛られない予算執行などにより、事業展開のスピードアップを図り、政策の効果を素早く都民に届けるとともに、「伝える広報」から「伝わる広報」へと都の発信の在り方を見直すなど、都民目線に立ったサービスデザインを徹底しなければならない。

さらには、時代の変化のスピードがますます速まる中において、これまで取り組んできた政策の課題や成果、事業の妥当性や有効性を改めて検証し、今後注力すべき新たな課題等も踏まえ、必要な見直し・再構築を行うなど、施策の新陳代謝を一層高めていくことがとりわけ重要である。

このため、予算編成過程において、一体的に実施している政策評価・事業評価の取組について、事業の迅速化やデジタル化の加速といった視点を強化するとともに、事業ユニットの目標達成に対する分析を一層深化させるなど、より成果重視の視点から、実効性・効率性の高い施策構築に向けた取組を推進していく。同時に、将来にわたり財政面での持続可能性を確保する観点から、各局における見積りの段階においても、見直すべき事業を確実に見直し、無駄を無くすための取組を継続していく。

その上で、都債や基金といったこれまでに培ってきた財政の対応力を、将来負担を見据えながら適切に活用し、山積する都政の諸課題の解決に取り組んでいく。

令和5年度予算は、明るい「未来の東京」の実現に向け、将来にわたって「成長」と「成熟」が両立した光り輝く都市へと確実に進化し続ける予算として、

- 1 持続可能な未来へと歩みを進めるため、都民にとって重要な諸課題の解決にスピード感を持って取り組む。長期的な視点に立ち、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開する。
- 2 「東京大改革」を爆速で進める。一層活発で機動的な組織へと進化させる。無駄を無くす取組を徹底する。活力ある都政で強靱な財政基盤を堅持する。

を基本として、下記により編成することとする。

記

- 1 持続可能な未来へと歩みを進めるため、都政の諸課題の解決にスピード感を持って取り組むとともに、長期的な視点に立ち、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展

開する取組に財源を重点的に配分する。

また、『未来の東京』戦略の令和5年度事業費については、政策のバージョンアップを含め、確実に計上する。

- 2 都の行う全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底するなど、スクラップ・アンド・ビルドの視点から、必要な見直し・再構築を行った上で、所要額を計上する。

経費の計上に当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、これまで以上に創意工夫を凝らすとともに、補正予算で計上した事業も含めて過去の決算や執行状況を徹底的に分析・検証し、事業の評価や実績を踏まえたものとする。

なお、事業評価については、政策評価と事業評価の一体的な実施により効率性・実効性の高い施策を構築するなど、これまで進めてきた取組を不断に実施することはもとより、事業ユニットの選定やデジタル関係評価に第三者の意見を取り入れ、評価の内容を充実するなど、その取組の更なる強化を図る。

- (1) 経常経費のうち、自律的経費の計上については、各局の責任において見直し・再構築を行い、十分に精査する。それ以外の経費についても、前項の趣旨に則った精査を行う。
- (2) 投資的経費については、重点的かつ計画的な事業量確保を図っていく。施設建設等については、「第三次主要施設10か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方に基づき、事業のあり方、必要性などを検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を計上する。
- なお、民間活力の活用を積極的に図ることなどにより、建築・土木コストの適正化に努める。

- 3 「都政の構造改革」については、デジタルガバメント・都庁の基盤を構築するとともに、政策イノベーションを起こす都庁の実現に向け、取組の加速化を図り、都政のクオリティ・オブ・サービスを飛躍的に高めるために必要となる所要額を計上する。

- 4 大学研究者及び都民による事業提案制度に基づき構築する事業については、東京に集積されている知や都民の意見を都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する事業構築に活かすという制度の趣旨に鑑み、都民による投票の結果を踏まえ、所要額を計上する。

また、職員による事業提案制度に基づき構築する事業については、予算編成過程に職員の声を直接反映させることで、職員の経験や知識を活かした実効性の高い施策を立案していくという制度の趣旨を踏まえ、積極的に検討を図った上で、所要額を計上する。

- 5 組織定数については、引き続き効率的な執行体制の整備のため必要な見直しを行うとともに、『未来の東京』戦略に係る重要課題等に的確に対応するため必要な体制・人員を措置する。

- 6 政策連携団体については、「都庁グループ」の一員として、新たな都政課題や都民ニー

ズに的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、その存在意義を検証し、団体の在り方や事業について不断の見直しを行う。併せて、経営の効率化、自立化の促進及び都と政策連携団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

また、政策連携団体以外の団体に対する財政支出についても、事業評価の取組などを通じ、内容や方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

- 7 区市町村に対しては、地方分権を推進する観点から、役割分担を一層明確化し、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図る視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図る。
- 8 都税については、今後の経済動向等を的確に見通した上で、税制改正による影響等を含め、年間収入見込額を計上する。
- 9 都債については、将来の財政負担に配慮しつつ、投資的経費等の財源として、充当可能な事業に対して適切に活用する。
- 10 基金については、税収動向などを勘案しながら中長期的な視点に立ちつつ、短期集中的に大胆な投資を推進するため、積極的な活用を図る。
- 11 国庫支出金については、積極的な確保に努めることとし、国の予算編成の動向を踏まえ、年間内示見込額を計上する。
- 12 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行い、都民生活への影響等にも配慮しつつ、所要の改定を行う。
- 13 予算の計上に当たっては、施策目的や効果の早期実現に向けて、事業計画やスケジュールの加速化を追求するとともに、必要に応じて債務負担行為なども積極的に活用する。
- 14 予算の編成に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証した上で、所要額を計上する。
- 15 特別会計（準公営企業会計を含む。）については、一般会計と同一の基調に立って、過去の決算や執行状況、事業効果などを踏まえた評価を行うとともに、会計設立の趣旨などを改めて検証した上で、所要額を計上する。